一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第七十号鹿島臨海都市計画下水道事業鹿島臨海特定公共下水道
三　事業施行期間　自昭和四十五年一月二十日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	あきる野市牛沼字飛鳥山五九九番一地内	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○関東地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	昭島市緑町五丁目二九一二番一から福生市大字熊川字武蔵野一四一〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○関東地方整備局告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　十六号	昭島市緑町五丁目二九一二番一から福生市大字熊川字武蔵野一四一〇番四まで	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	東京都江東区青海一丁目二番九から同区青海一丁目一番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○関東地方整備局告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　三百五十七号	東京都江東区青海一丁目二番九から同区青海一丁目一番一四まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四百六十八号
(三) 道路の区域	変更前
	後別
	(四) 敷地の幅員
	延長

茨城県猿島郡境町大字塚崎字清水二四二四番一地先から同町大字塚崎字清水二四五六番一まで

変更前	三一・六八～一二九・四六メートル	二九・〇～一二・〇キロメートル
後	二五・〇〇	一二・〇
後別	二五・〇〇	一二・〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十五号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川渡良瀬川について、昭和四十一年十二月二十八日付けで告示された建設省告示第四千二百二十五号を次のように改める。
平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏
関係図面のうち、第二百九十六号図を次のように改める。
その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局渡良瀬川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三十六年二月十日付け栃木県告示第七十三号に係る土地の区域のうち、次の図面の黄色で着色された部分に該当する土地の区域は廃止する。
（図面省略）

平成三十年三月三十日　関東地方整備局長　泊　宏